平成２９年（フ）第５６７号
仙台市青葉区中山１丁目23番10号
債務者　加藤眞由美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
仙台市泉区南光台１―13―18　槇尾方、住民票上の住所福島県いわき市内郷綴町金谷10番地の４
債務者　高野　利博
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
茨城県北茨城市大津町北町1306番地55
債務者　小野　徳子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８４号
茨城県日立市中成沢町４丁目16番５―103号
債務者　佐久間信一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７９号
茨城県古河市上辺見626番地１
債務者　小花　昭夫
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６３号
茨城県古河市諸川2435番地３　グレイド102号室、前住所茨城県坂東市辺田1360番地９　レオパレスグランディール209号
債務者　平山　辰則
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６６号
茨城県筑西市中根267番地３　１号
債務者　古宇田　仁
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６７号
茨城県筑西市中根267番地３　１号
債務者　古宇田ひろ子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２６４号
新潟市西区五十嵐２の町8721番地８　ハイツ美浜２―Ｄ、前住所新潟市江南区天野１丁目22番26号８
債務者　津野　英晃
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９１号
新潟市中央区沼垂西１丁目６番２号　加賀田マンション206号
債務者　佐藤　未佳
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2376番地８　福井アパート１号
債務者　清水　忠行
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９９号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2376番地８　福井アパート１号
債務者　清水　圭吾
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０３号
新潟県五泉市郷屋川１丁目４番22号
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０４号
新潟県五泉市郷屋川１丁目４番22号
債務者　山田由紀子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０９号
新潟市中央区水道町１丁目5323番地201
債務者　澤栗　裕美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３１号
新潟市東区中木戸269番地２
債務者　吉原　裕子（旧姓野沢）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
富山県黒部市植木546番地　アグリーブル植木203号
債務者　秋定　謙也
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
富山地方裁判所魚津支部